

(行政機関) 平成15年度の諮問 答申等件数

項目 諮問庁名 (行政機関名)	新規諮問 件数	答申 件数	答申類型			取下 件数	前年度 繰越し 件数	未済 件数
			諮問庁の判断は 妥当でないとした もの	諮問庁の判断は 一部妥当でないと したものの	諮問庁の判断は 妥当であるとした もの			
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)
内閣官房	1	18	7	5	6	0	18	1
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
安全保障会議	0	0	0	0	0	0	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
司法制度改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
都市再生本部	0	0	0	0	0	0	0	0
構造改革特別区域推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
知的財産戦略本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	2	2	0	0	2	0	0	0
内閣府	11	9	0	1	8	0	3	5
宮内庁	0	1	1	0	0	0	1	0
公正取引委員会	5	6	0	0	6	0	6	5
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	9	0	2	7	0	6	2
防衛庁	55	32	1	7	24	2	8	29
防衛施設庁	1	1	0	0	1	0	0	0
金融庁	75	61	0	15	46	0	20	34
総務省	22	24	1	6	17	3	8	3
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	70	55	1	12	42	5	21	31
司法試験管理委員会	1	2	0	0	2	0	1	0
公安審査委員会	1	1	0	1	0	0	1	1
公安調査庁	5	7	1	5	1	0	6	4
検察庁	35	15	0	2	13	0	11	31
外務省	193	124	1	87	36	2	18	85
財務省	16	22	1	3	18	0	14	8
国税庁	148	129	19	19	91	5	57	71
文部科学省	10	9	0	3	6	1	3	3
文化庁	1	1	0	0	1	0	0	0
国立大学	17	15	1	4	10	1	6	7
大学共同利用機関	0	0	0	0	0	0	0	0
大学評価・学位授与機構	0	0	0	0	0	0	0	0
国立学校財務センター	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	107	116	4	39	73	5	65	51
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	8	9	1	2	6	3	9	5
農林水産省	11	11	1	4	6	1	2	1
食糧庁	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	7	32	1	3	28	0	25	0
水産庁	5	2	0	0	2	1	1	3
経済産業省	8	7	0	5	2	0	4	5
資源エネルギー庁	4	4	0	1	3	1	1	0
特許庁	10	13	0	0	13	0	10	7
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	17	20	4	8	8	0	10	7
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	24	11	0	9	2	0	0	13
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	5	0	1	4	0	4	0
合 計	876	773	45	244	484	30	339	412

(注1) 答申類型は、原則諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

(注2) 平成13年諮問第148号については、平成14年6月11日に中間答申を行ったが、当該中間答申は本表の答申件数に含めていない。

(注3) 平成14年諮問第94号、95号及び96号については、平成15年2月7日にそれぞれを分離して計6件の答申を行ったが、本表の答申件数は3件と計上している。

(注4) 平成14年(行情)諮問第491号、492号、493号及び494号については、平成15年3月4日に、これら4件の諮問に対して3件の答申を行ったが、本表の答申件数は4件と計上している。

(注5) 平成15年4月1日の日本郵政公社の発足に伴い、同年3月31日において審議継続中の郵政事業庁に対してなされた審査請求による諮問事件4件については、総務省に申し立てられた異議申立てによる諮問事件へ変更になったことから、平成15年4月の表から、当該諮問事件4件は、諮問庁を、郵政事業庁から総務省へ移した。

(注6) 平成14年諮問第178号～第186号については、平成15年5月19日に中間答申を行ったが、当該中間答申は本表の答申件数に含めていない。

(注7) 平成14年諮問第368号については、平成15年9月17日に、分離して計7件の答申を行ったが、本表の答申件数は1件と計上している。

(注8) 平成15年(行情)諮問第30号については、平成15年10月3日に中間答申を行ったが、当該中間答申は本表の答申件数に含めていない。

(注9) 平成14年諮問第370号については、平成15年10月28日に、分離して計2件の答申を行ったが、本表の答申件数は1件と計上している。

(注10) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成16年1月1日において審議継続中の司法試験管理委員会からの諮問事件1件については、諮問庁は、同委員会から法務省に変更されたことから、平成16年1月の表から、当該諮問事件1件は、同委員会から法務省へ移した。